

令和3年度から適用される市民税・県民税に係る税制改正

基礎控除の見直し

基礎控除を10万円引き上げるとともに、合計所得金額が2,400万円を超える場合には合計所得金額に応じて控除額が減されることとなりました。

(表) 令和3年度以後の基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

給与所得控除の見直し

給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。

給与所得控除の上限額が適用される給与収入が850万円、その控除上限額が195万円にそれぞれ引き下げられます。

(表) 令和3年度以後の給与所得金額

給与等の収入金額の合計額(円)		給与所得金額	備考
以上	以下		
551,000未満		0	()内は 小数点以下 切り捨て
551,000	1,618,999	収入金額－550,000	
1,619,000	1,619,999	1,069,000	
1,620,000	1,621,999	1,070,000	
1,622,000	1,623,999	1,072,000	
1,624,000	1,627,999	1,074,000	
1,628,000	1,799,999	$(\text{収入金額} \div 4,000) \times 4,000 \times 60\% + 100,000$	
1,800,000	3,599,999	$(\text{収入金額} \div 4,000) \times 4,000 \times 70\% - 80,000$	
3,600,000	6,599,999	$(\text{収入金額} \div 4,000) \times 4,000 \times 80\% - 440,000$	
6,600,000	8,499,999	収入金額 $\times 90\% - 1,100,000$	
8,500,000以上		収入金額－1,950,000	

公的年金等控除の見直し

公的年金等控除から基礎控除への振替の観点から、公的年金等控除額が10万円引き下げられることとなりました。併せて、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195万5千円の上限が設けられます。

また、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円超で2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円超の場合には一律20万円を、上記の控除額からさらに引き下げることとなります。

(表) 令和3年度以後の公的年金等に係る雑所得の金額

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 ～2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (S31.1.2 以後生) [12/31 現況]	1,300,000円未満	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
	1,300,000円 ～4,099,999円	(A)×0.75 －275,000円	(A)×0.75 －175,000円	(A)×0.75 －75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	(A)×0.85 －685,000円	(A)×0.85 －585,000円	(A)×0.85 －485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	(A)×0.95 －1,455,000円	(A)×0.95 －1,355,000円	(A)×0.95 －1,255,000円
	10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円
65歳以上 (S31.1.1 以前生) [12/31 現況]	3,300,000円未満	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
	3,300,000円 ～4,099,999円	(A)×0.75 －275,000円	(A)×0.75 －175,000円	(A)×0.75 －75,000円
	4,100,000円 ～7,699,999円	(A)×0.85 －685,000円	(A)×0.85 －585,000円	(A)×0.85 －485,000円
	7,700,000円 ～9,999,999円	(A)×0.95 －1,455,000円	(A)×0.95 －1,355,000円	(A)×0.95 －1,255,000円
	10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

所得金額調整控除の創設

次の(1)(2)に該当する者について、それぞれ算定された金額を給与所得の金額からさらに控除されます。

(1)子ども・特別障害者等を有する者等

①対象者

給与等の収入金額が850万円を超える者で、以下のいずれかに該当する者

・本人が特別障害者に該当する者

・23歳未満の扶養親族を有する者

(配偶者、白色事業専従者、専従者給与の支払いを受けている青色事業専従者は含まれません。扶養控除と異なり、重複適用が可能です。夫婦両方が同じ子について適用を受けることができます。)

・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

(白色事業専従者、専従者給与の支払いを受けている青色事業専従者は含まれません。扶養控除と異なり、重複適用が可能です。夫婦両方が同じ子について適用を受けることができます。)

②控除額(給与所得金額から控除されます。)

$$=(\text{給与収入金額}(1,000\text{万円を超える場合は}1,000\text{万円})-850\text{万円})\times 10\%$$

(2)給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する者

①対象者

給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、その合計額が10万円を超える者

②控除額(給与所得金額から控除されます。)

$$=\text{給与所得}(10\text{万円を超える場合は}10\text{万円})+\text{公的年金等に係る雑所得}(10\text{万円を超える場合は}10\text{万円})-10\text{万円}$$

調整控除の見直し

合計所得金額が 2,500 万円を超える場合、調整控除が適用されないこととなりました。

人的控除等の調整

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替に伴い、以下の事項について調整・変更が行われます。

(1) 雑損控除

雑損控除の対象となる資産を有する親族に係る総所得金額等の要件: 48 万円以下に変更(改正前: 38 万円以下)

(2) 寡婦(寡夫)控除

生計を一にする子に係る総所得金額等の要件: 48 万円以下に変更(改正前: 38 万円以下)

(3) 勤労学生控除

勤労学生の合計所得金額要件 75 万円以下に変更(改正前: 65 万円以下)

(4) 配偶者控除・扶養控除

同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額要件を 48 万円以下に変更(改正前: 38 万円以下)

(5) 配偶者特別控除・源泉控除対象配偶者に関する控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下に変更(改正前: 38 万円超 123 万円以下)

併せて、源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を 95 万円以下に変更(改正前: 85 万円以下)

(表) 令和 3 年度以後の配偶者控除及び配偶者特別控除

	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下	1,000 万円超
配偶者控除	控除対象配偶者 48 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	適用外
	老人控除対象配偶者 48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	適用外
配偶者特別控除	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	適用外
	95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円	適用外
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	適用外
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	適用外
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	適用外
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	適用外
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	適用外
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	適用外
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	適用外
133 万円超	0 円	0 円	0 円	適用外	

(6)青色申告特別控除

控除額を 55 万円に変更(改正前:65 万円)

※電子帳簿保存又は e-Tax による電子申告を行っている場合、従来通り 65 万円の控除額を適用できます。

(7)家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

必要経費に算入する金額の最低保証額を 55 万円に変更(改正前:65 万円)

(8)障害者・未成年者・寡婦に対する非課税措置(市民税・県民税のみ)

合計所得金額要件を 135 万円以下に変更(改正前:125 万円以下)

(9)非課税限度額

基準額に 10 万円加算されます

①所得割の非課税限度額

=35 万円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10 万円+32 万円(総所得金額等)

※単身者は 35 万円+10 万円

②均等割の非課税限度額:ふじみ野市(2 級地)の場合

=31 万 5 千円×(同一生計配偶者+扶養親族の数+1)+10 万円+18 万 9 千円(合計所得金額)

※単身者は 31 万 5 千円+10 万円

③ひとり親への非課税措置の導入 ※市民税・県民税のみ

市民税・県民税の非課税対象者に単身児童扶養者(ひとり親)が追加されます。

(i)単身児童扶養者の要件

児童扶養手当の支給を受けている児童^{※1}の父又は母のうち、現に婚姻^{※2}をしていない者又は配偶者^{※2}の生死の明らかでない者(前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。)

※1 父又は母と生計を一にする子で、前年の総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるもの

※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む(=事実婚状態にある者は非課税措置の対象外)。

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し

(i)未婚のひとり親に対する税制上の措置

居住者が、現に婚姻をしていない者のうち次に掲げる要件を満たすもの(寡婦又は寡夫である者を除く。)である場合には、その者のその年分の総所得金額等から 30 万円控除されることとなります。

①その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものに限る。)を有すること。

②合計所得金額が 500 万円以下であること。

③次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

(2)その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

(ii)寡婦(寡夫)控除の見直し

(1)扶養親族その他その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものに限る。)を有する寡婦の要件に、合計所得金額が 500 万円以下であることが加えられます。

(2)寡婦及び寡夫の要件に、次に掲げるいずれかの要件を満たすことが加えられます。

①その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世

帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。

②その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

(3)現行の寡婦控除の特例(特別加算)が廃止されます。

(4)その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が 48 万円以下であるものに限る。)を有する寡婦に係る寡婦控除及び寡夫控除の控除額を 30 万円に引き上げられます。

(iii)上記(i)及び(ii)に伴う所要の措置 ※市民税・県民税のみ

(1)現行の寡婦、寡夫又は単身児童扶養者に対する個人市民税・県民税の非課税措置を見直し、上記(ii)の見直し後の寡婦若しくは寡夫又は上記(i)の控除の対象となる未婚のひとり親(これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。)は非課税となります。

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、またはその利用の程度が周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる土地(低未利用土地等)について、譲渡をした場合には、その譲渡所得から 100 万円を控除することができることとなりました(その譲渡所得が 100 万円に満たない場合、その譲渡所得金額が控除額)。

要件

①令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に譲渡を行った場合(親族間譲渡は除く)。

②譲渡価額がその上にある建物等を含めて 500 万円以下の譲渡であること。

③売却した都市の 1 月 1 日において、所有期間が 5 年を超えること。

④その低未利用地が都市計画区域内に所在すること。

⑤低未利用地であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村の長が確認した書類が確定申告書に添付されていること(申請書様式は市ホームページ【低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除】参照)。

イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄したものへの寄附金控除の適用

所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、税額控除の対象にできることとされました。対象となる金額は、全部または一部を放棄した部分の払戻請求権相当額の合計額(20 万円を超える場合は 20 万円)となります。